

ゆとり

警生協組合員の皆様へ
新規加入・掛金額変更のお勧め

退職後のゆとりある
生活のために



Q&Aよくあるご質問【受給に向けて】

Q1 現在59歳で、来春退職予定です。ゆとり年金に未加入ですが、新規加入できますか？

A Aコースは10年以上の払込、Bコースは、1か月以上の払込が必要です。このため、来春退職予定の方は、Bコースのみ新規加入することができます。退職時に新規加入はできませんので、今回の募集が加入の最後のチャンスとなります。なお、Bコースの積立金を年金として受け取るには、12月の臨時一時払掛金や退職時一時払掛金制度を利用して一定額以上積み立てる必要があります。(Q2参照)

Q2 退職時、積立金が少なくても年金として受給できますか？

A Aコースは、積立金が少なくても年金受給することができます。(ただし、10年以上の積立期間が必要です。)Bコースは、年金月額が1万円未満の場合、年金としての受け取りができず、一時金での受け取りとなります。Bコースの積立金を年金として受け取るためには、12月の臨時一時払掛金や退職時一時払掛金制度を利用して、下表の金額以上の積み立てを行う必要があります。

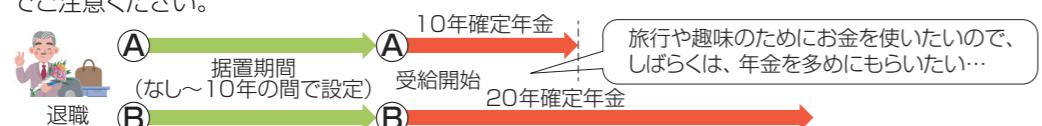
●Bコースの積立金を年金として受け取るために必要な積立金

・10年確定年金の場合1,140,330円 ・15年確定年金の場合1,659,530円 ・20年確定年金の場合2,147,450円

*平成30年2月26日現在の数値であり、今後変動する可能性があります。

Q3 ゆとり年金の受給期間は、Aコース・Bコースとも同じ受給期間にしなければなりませんか？

A Aコース・Bコースそれぞれに異なる受給期間10年、15年、20年の確定年金と終身年金(15年保証期間付き)を選択することができます。なお、据置期間はAコース・Bコースとも同一期間の設定となりますのでご注意ください。



Q4 据置中又は年金受給開始後に、Bコースの一部引出(一部受取)は、できますか？

A できません。Bコースの一部引出(一部受取)は、積立期間中に限ります。

Q5 退職後、急にまとまったお金が必要になりました。年金受給開始後、全額一時金受取することはできますか？

A いつでも全額一時金受取可能です。もし、Aコース・Bコース両方のコースに加入していれば、退職後、まとまったお金が必要な場合、どちらか一方を全額一時金受取し、一方は年金として残しておくこともできます。

*終身年金を選択された方については、残存保証期間部分に対応する年金原資をお支払します。終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。そのため、受け取る一時金が、受給開始時の年金原資を下回ることがあります。



制度内容の詳細はパンフレットの該当箇所をご確認ください。



〒102-8607 東京都千代田区三番町6番8 警察共済ビル
共済事業部 TEL0120-983-110

ID・パスワードは警生協の担当者にお問い合わせください。
ホームページアドレス : <https://www.keiseikyo.or.jp>

(事務幹事会社)日本生命保険相互会社



このパンフレット中の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項と特にご注意いただきたい事項が記載されています。お申込みに当たっては、必ずご確認ください。

なお、ご加入者(被保険者)はこのパンフレット(「契約概要」「注意喚起情報」等を含みます。)をお読みいただいた後も大切に保管してください。

1

警生協年金「ゆとり」のお勧め

警生協組合員の皆様へ

警生協年金「ゆとり」は、警生協の理事長が加入組合員を代表して、生命保険会社各社との間で、「拠出型企業年金契約」を結んで運営されている年金制度です。

この警生協年金「ゆとり」は、公的年金及び財形年金にプラスして、より豊かで「ゆとり」ある退職後の生活資金をご自身で準備していただくためのものです。

そのため警生協としては、組合員の皆様からお預かりした大切な資金の『安定性・安全性』を確保するため、契約生命保険会社各社に対するリスク管理の強化を期しているところです。

Contents

1 警生協年金「ゆとり」のお勧め	1
2 制度の仕組み	3
3 制度の概要	5
4 給付額	7
5 年金受取額の目安	9
6 あなたの受取額を計算してみましょう！	11
7 取扱内容	13
8 申込書記入例	16
9 警生協年金「ゆとり」ご契約の概要について【契約概要】	17
10 特にご注意いただきたい事項について【注意喚起情報】	18



いくら必要なの？
老後の生活費は
いくら必要なの？

いくら準備
すればいいの？

どうすればいいの？
老後の資金準備は
どうすればいいの？

ゆとりある生活を送るために 準備しなければならないお金はいくら？

算出条件

- 組合員は、持ち家あり、公的年金等を夫婦2人で月額約26万円^(注)とする。
 - 65歳まで再就職し、84歳まで(65歳時の男性平均余命^(※1))は、ゆとりある生活(夫婦2人で月額約35万円の生活費^(※2))を送る。
 - 85歳以降(組合員死亡後)、残された配偶者は遺族年金等の範囲内で生活するものとする。
- (※1) 日本にいる日本人の平均余命で、厚生労働省「平成28年簡易生命表」にもとづく
(※2) 夫婦2人で老後生活を送る上で必要と考えられている最低日常生活費と経済的にゆとりのある老後生活を送るために費用の合計額(公財)生命保険文化センター「平成28年度 生活保障に関する調査」(月額平均)



夫婦2人の場合

ひと月の支出と収入

ゆとりある生活費 約35万円^(※1)

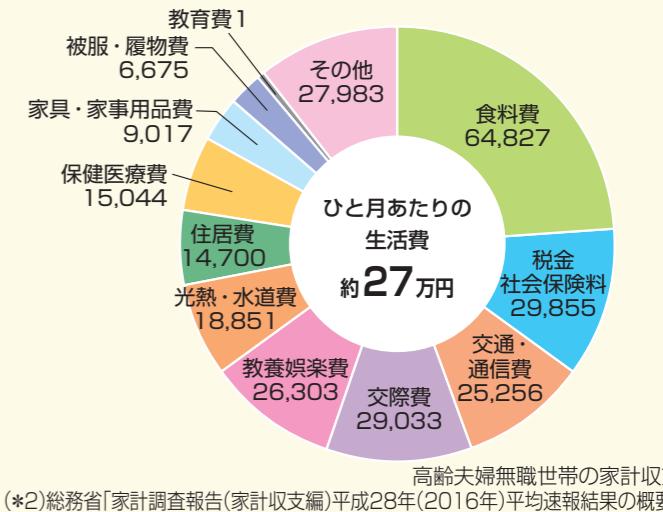
支出
ひと月あたりの生活費
約27万円^(※2)

ゆとりある生活
に必要なお金
約8万円

収入
ひと月の公的年金等
約26万円^(注)

準備しなければ
ならないお金
約9万円

(※1) 夫婦2人で老後生活を送る上で必要と考えられている最低日常生活費と経済的にゆとりのある老後生活を送るために費用の合計額(公財)生命保険文化センター「平成28年度 生活保障に関する調査」(月額平均)



65歳から84歳までの支出と収入

支出
65歳から84歳までの生活費
約6,156万円

65歳から84歳までの
ゆとりある生活に必要なお金
約1,824万円

収入
65歳から84歳までの公的年金等
約5,928万円

準備しなければならないお金
約2,052万円

自分で
準備しなければならない
お金の目安

夫婦2人で
約2,000万円

独身の方は、約1,000万円を目標に準備しましょう。



(注) 上記の公的年金等の見込額は、平成30年2月現在の制度に基づくものであり、昭和42年4月2日以後の生まれの特定警察職員(退職時警部以下の警察官等)で、配偶者の老齢基礎年金を含み、組合員期間39年、退職時給料額が44万円、65歳支給開始の例です。実際の年金額は、特定警察職員、一般職員、組合員期間、給料額などによって異なりますので、ご注意ください。

それでは警生協年金ゆとりについて見ていきましょう！

2 制度の仕組み

◆加入資格

コース選択

Aコース(税制適格型)

掛金払込期間満了日までの期間が10年以上ある警生協の組合員の方のみご加入できます。

Bコース(一般型)

掛金払込期間満了日までの期間が1か月以上ある警生協の組合員の方のみご加入できます。

* A・B両コースとも加入資格を満たせば両方のコースにご加入になります。ただし、一方のコースの積立金を他のコースへ移し換えることはできません。

在職中

退職時

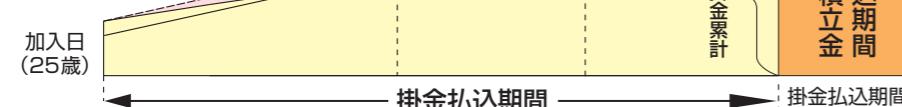
据置期間中

〈仕組み図〉

ご加入例

- ご加入年齢(Aコース) : 25歳(男性)
- ご加入年齢(Bコース) : 30歳(男性)
- 掛金払込期間満了年齢 : 60歳

Aコース(税制適格型)



Bコース(一般型)

*積立金の一部引出(一部受取)が可能



給付内容

在職中【掛金払込期間中の給付内容】

[1] 脱退一時金

この制度から脱退(ご加入者(被保険者)単位でのその加入部分の解約をいいます。以下同じ。)されたときは、脱退時点の積立金額を脱退一時金(ご加入者(被保険者)による中途脱退に対する返戻金。以下同じ。)としてご加入者(被保険者)にお支払します。(払込中断期間中の死亡を含みます。)

[2] 遺族一時金

掛金払込期間中に死亡されたときは、死亡時点の積立金額に月払掛金1か月分の額を加算(死亡加算※)した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払します。遺族一時金を原資に年金で受け取ることもできます。

※死亡加算は、新規にご加入や増額の場合、1月1日からの適用となります。

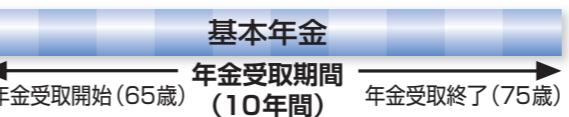
◆この保険の特徴

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者(被保険者)とし、ご加入者(被保険者)の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。
- この保険は、税制上の取扱いの異なる2コースからなります。Aコース(税制適格型)のご加入者(被保険者)が負担された掛金は、個人年金保険料控除の対象です。Bコース(一般型)のご加入者(被保険者)が負担された掛金は、一般生命保険料控除の対象です。(平成30年2月現在の税制に基づくものであり、今後、変更となる場合があります。)
- 在職中に掛金を払込み、掛金払込期間満了後は、掛金払込期間満了時積立金額を原資とした年金をお受取になれます。年金でのお受取に替えて、一時金で受け取ることもできます。
- ご加入者(被保険者)が掛金払込期間中に脱退された場合はご加入者(被保険者)に脱退一時金をお支払します。また、ご加入者(被保険者)が掛金払込期間中に死亡された場合はご遺族に遺族一時金をお支払します。遺族一時金を原資に年金で受け取ることもできます。

5年間据え置いた場合の例

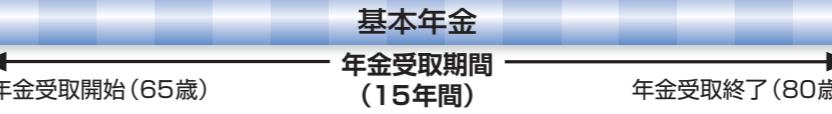
①10年確定年金

〈給付内容〉ご加入者(被保険者)に10年間、年金をお支払します。



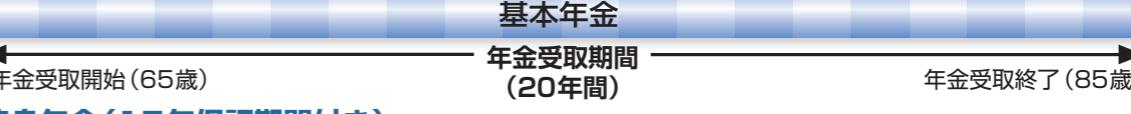
②15年確定年金

〈給付内容〉ご加入者(被保険者)に15年間、年金をお支払します。



③20年確定年金

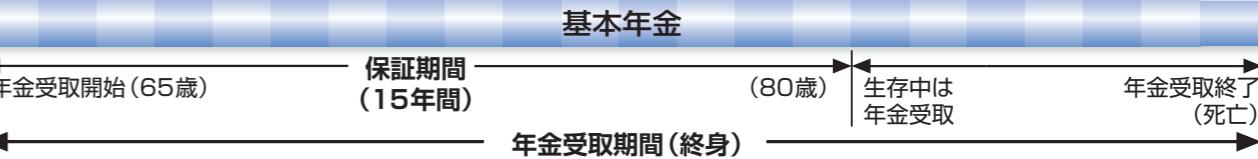
〈給付内容〉ご加入者(被保険者)に20年間、年金をお支払します。



④終身年金(15年保証期間付き)

〈給付内容〉ご加入者(被保険者)に15年間、年金をお支払します。

保証期間経過後はご加入者(被保険者)が生存されている限り、年金をお支払します。



- 年金の開始日は掛金払込期間満了日の属する月の翌月1日、積立金の据置きをされた場合は据置期間満了日の属する月の翌月1日となります。実際のお支払は、年2回1月、7月にまとめてお支払します。ただし、初回の支払時は年金の開始日によっては、6か月分に満たない場合があります。

退職時

退職時に「年金の種類」と「据置期間」を決めていただきます。

【年金の種類】

10年確定年金、15年確定年金、20年確定年金、終身年金(15年保証期間付き)から、それぞれのコースごとにいずれか1つをご選択いただけます。

*Aコース(税制適格型)に加入されている方が満60歳未満で年金を受給される場合は、終身年金(15年保証期間付き)のみのご選択となります。

【据置期間】

据置なし、又は満75歳を超えない範囲で、1年~10年(1年単位)の間で設定できます。A・B両コースに加入されているご加入者(被保険者)は、据置期間はA・B両コース同一となります。

<年金として受取ができない場合>

次の場合は、一時金(一括受取)での受取となります。

ア. 年金に替えて、一時金でのお受取を希望された場合

イ. 45歳未満で退職された場合

ウ. Bコース(一般型)で初回の年金月額が1万円に満たない場合※

エ. Aコース(税制適格型)で勤務退職等により払込期間が10年に満たずして退職された場合

※積立金のめやす

年金月額として1万円を受け取るために必要な積立金は、下表のとおりです。(年金月額10万円を受け取ろうとする場合は、この表の数値を10倍してください。)

10年確定年金	15年確定年金	20年確定年金
1,140,330円	1,659,530円	2,147,450円

注: 上表の数値は平成30年2月26日現在の数値であり、今後変動する可能性があります。

据置期間中

○据置期間中は掛金のお払込みや保険料積立金の一部引出(一部受取)はお取扱いできません。

○据置期間中にご加入者(被保険者)が死亡された場合は、年金又は一時金をご遺族にお支払します。

○据置期間中に脱退された場合は、その時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者(被保険者)にお支払します。

3 制度の概要

Aコース(税制適格型)は税制上の優遇措置が利点、Bコース(一般型)は予定加入期間が1か月以上でよく、一部引出(一部受取)ができるなど柔軟です。

	Aコース(税制適格型)	Bコース(一般型)
加入資格	加入日現在正常に勤務されており、 掛金払込期間満了日までの期間が10年以上ある警生協の組合員の方 。	加入日現在正常に勤務されており、 掛金払込期間満了日までの期間が1か月以上ある警生協の組合員の方 。
掛金	ご自分のライフプランに合わせて、年1回の加入申込期間に掛金の増額(減額)ができます。掛金は、以下の範囲内で1,000円(1口)単位で自由に設定できます。 ◆月払掛金は、1,000円(1口)～30万円(300口) ◆半年払掛金は、1,000円(1口)～50万円(500口)	
臨時一時払掛金	毎年1回各コースごとに最低10万円から最高1,000万円までの「臨時一時払掛金」のお払込みができ、お手元の余裕資金を上手に積み立てられます。 なお、臨時積増しのお申込みは、10月1日～11月30日までの間となります。各支部において定める申込期間中に、支部担当者へお申し出ください。	
退職時一時払掛金	退職時にA・B各コースごとに最低50万円から最高1,000万円までの「退職時一時払掛金」のお払込みができます。在職中の着実な積立てとあわせて、安定した年金をお受取になれます。	
年金受取	10年間・15年間・20年間受取の確定年金と、終身年金(15年保証期間付き)4種類から、退職時に年金の種類を選択することができます。 また、A・B両コースに加入していれば、それぞれのコースで1種類ずつの年金を選択した結果、年金種類を2種類選択することもできます。	
掛金の払込中断	警生協が認めた場合には、 半年払掛金のみ、掛金のお払込みを中断することができます 。	警生協が認めた場合には、 掛金のお払込みを中断することができます 。ただし、月払・半年払両方に加入の場合は月払掛金のお払込みのみを中断することはできません。また、月払・半年払両方の掛金を中断する場合は、 3年間を限度 とします。
保険料積立金の一部引出(一部受取)	積立金の一部引出(一部受取)はできません。	所定の事由*に該当し、警生協が認めた場合は、10万円単位・ 最低20万円以上 かつ積立金現在高の所定の限度額の範囲内で 積立金の一部引出(一部受取)が可能です 。 *所定の事由については、6ページのQ&Aをご参照ください。
税制上の取扱い(※)	ご加入者(被保険者)が負担された掛金は 個人年金保険料控除の対象 。	ご加入者(被保険者)が負担された掛金は 一般生命保険料控除の対象 。
主なご留意点	<ul style="list-style-type: none"> 年金受取のためには10年以上の加入が必要です。 満60歳未満で年金を受給される場合は、終身年金(15年保証期間付き)のみの選択となります。 	<ul style="list-style-type: none"> 年金月額が1万円未満になる場合は、年金での受取はできません。
	積立期間が短期間の場合は、積立金額が払込掛金累計額を下回ります。	

(※) 平成30年2月現在の税制に基づくものであり、今後、税制上の取扱いが変わる場合があります。
制度の詳細については、このパンフレットの該当項目をご確認ください。

Q&Aよくあるご質問【ご加入に当たって】

Q Aコース(税制適格型)とBコース(一般型)の主な特徴は何ですか？

A Aコース(税制適格型)の特徴は、ご加入者(被保険者)の負担された掛金が「個人年金保険料控除」の対象であることです。Bコース(一般型)は、積立期間中に保険料積立金の一部引出(一部受取)が可能であることです。いずれのコースも生命保険会社の拠出型企業年金保険により運用されており、ご自身の生活設計にあわせて選択してください。(配当金が生じた場合の配当率は、両コースとも同じです。)

Q 掛金はいつからの払込みになりますか？

A 月払掛金は1月分の給料からお払込みとなります。また、半年払掛金は12月^(*)・6月の期末手当からお払込みいただき、1月・7月の半年払掛金となります。
(*) 平成31年1月に新規加入の方は、平成30年12月に初回の半年払掛金をお払込みいただきます。

Q 掛金は変更できるのですか？

A 年1回の加入申込期間にお申込みいただき、翌年1月1日から変更(掛金の増額・減額)ができます。

Q 育児休業に入り、給料が出なくなりました。ゆとり年金の掛金払込みが大変なので、脱退したいのですが…

A 警生協が認めた場合、掛金の払込を中断することができます。ただし、Aコースは半年払掛金のみ、Bコースは月払・半年払両方の掛金^(*)もしくは半年払掛金のみ中断ができます。脱退せずに、この制度を利用して払込を中断してはいかがでしょうか。
(*) 月払・半年払両方の掛金の払込を中断する場合は3年間を限度とします。

Q 加入後にコースを変更することはできますか？

A 加入後に、コースを変更することはできません。積立金を他のコースに移し換えることはできません。

Q Bコース(一般型)に加入していますが、一部引出(一部受取)の際の所定の事由とは何ですか？

A Bコース(一般型)の一部引出(一部受取)に当たっての所定の事由は次のとおりです。

- (1) 災害 (2) 生計を一にする親族の重度疾病、障がい又は死亡 (3) 住宅の取得
(4) 債務の返済 (5) 生計を一にする親族の結婚又は進学 (6) その他前各号に準ずる事由

一部引出(一部受取)が可能な金額は、10万円単位・最低20万円以上かつ積立金現在高の所定の限度額の範囲内となります。

Q 配当金だけを現金で受け取ることはできますか？

A 積立期間中に配当金が生じた場合は、年1回、1月1日に各加入者(被保険者)の積立金の積増しに充てられますので、現金で受け取ることはできません。

4 納付額

<掛金10口(10,000円)とした場合の積立期間に応じた「積立金額」

と「年金コースごとの年金月額」>

給付額試算表 掛金払込期間満了年齢 60歳

- 掛金払込期間満了後の給付額は掛金払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しています。
(A・B両コース共通です。)
- Bコース(一般型)の年金月額が、月払・半年払を合算して1万円未満の場合、年金に替えて一時金でのお受取となります。なお、()内は参考数値です。

月 払 (10口 10,000円加入の場合)									
積立期間	払込掛金累計額	積立金額(年金原資) (脱退一時金額)	年金コース【基本年金月額】						
			10年確定年金	15年確定年金	20年確定年金	終身年金(15年保証期間付き)		男性	女性
1年	120,000円	約 119,000円	約 (1,000円)	約 (700円)	約 (500円)	約 (400円)	約 (400円)	約 (0円)	約 (0円)
2年	240,000円	約 239,400円	約 (2,000円)	約 (1,400円)	約 (1,100円)	約 (900円)	約 (800円)	約 (0円)	約 (0円)
3年	360,000円	約 361,200円	約 (3,100円)	約 (2,100円)	約 (1,600円)	約 (1,400円)	約 (1,200円)	約 (0円)	約 (0円)
4年	480,000円	約 484,500円	約 (4,200円)	約 (2,900円)	約 (2,200円)	約 (1,900円)	約 (1,700円)	約 (0円)	約 (0円)
5年	600,000円	約 609,100円	約 (5,300円)	約 (3,600円)	約 (2,800円)	約 (2,400円)	約 (2,100円)	約 (0円)	約 (0円)
6年	720,000円	約 735,200円	約 (6,400円)	約 (4,400円)	約 (3,400円)	約 (2,900円)	約 (2,600円)	約 (0円)	約 (0円)
7年	840,000円	約 862,800円	約 (7,500円)	約 (5,100円)	約 (4,000円)	約 (3,500円)	約 (3,000円)	約 (0円)	約 (0円)
8年	960,000円	約 991,800円	約 (8,600円)	約 (5,900円)	約 (4,600円)	約 (4,000円)	約 (3,500円)	約 (0円)	約 (0円)
9年	1,080,000円	約 1,122,300円	約 (9,800円)	約 (6,700円)	約 (5,200円)	約 (4,500円)	約 (4,000円)	約 (0円)	約 (0円)
10年	1,200,000円	約 1,254,400円	約 11,000円	約 (7,500円)	約 (5,800円)	約 (5,000円)	約 (4,500円)	約 (0円)	約 (0円)
15年	1,800,000円	約 1,938,100円	約 16,900円	約 11,600円	約 (9,000円)	約 (7,800円)	約 (6,900円)	約 (0円)	約 (0円)
20年	2,400,000円	約 2,662,600円	約 23,300円	約 16,000円	約 12,300円	約 10,800円	約 (9,500円)	約 (0円)	約 (0円)
25年	3,000,000円	約 3,430,400円	約 30,000円	約 20,600円	約 15,900円	約 13,900円	約 12,300円	約 (0円)	約 (0円)
30年	3,600,000円	約 4,244,100円	約 37,200円	約 25,500円	約 19,700円	約 17,200円	約 15,200円	約 (0円)	約 (0円)
35年	4,200,000円	約 5,106,500円	約 44,700円	約 30,700円	約 23,700円	約 20,700円	約 18,300円	約 (0円)	約 (0円)
40年	4,800,000円	約 6,020,400円	約 52,700円	約 36,200円	約 28,000円	約 24,400円	約 21,600円	約 (0円)	約 (0円)

* Aコース(税制適格型)に加入されている方が満60歳未満で年金を受給される場合は、終身年金(15年保証期間付き)のみのご選択となります。
* A・B両コースの年金開始期日は同一となります。(年金の種類はAコース・Bコース別々に選択いただくこともできます。)

<このパンフレットに記載の給付額>

このパンフレットに記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、又は掛け金を増額(増口)される方の増額部分に相当する給付額を試算したものであり、以下の前提及びその他一定の条件に基づき計算しております。そのため、例えば、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受け保険会社各社の基礎率(予定利率、予定死亡率等)の引き下げ等により、実際に受け取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。

また、既加入者の実際の給付額については、このパンフレットに記載の給付額と異なります。

ア. 積立金額(脱退一時金額)、基本年金月額及び積増年金額や据置期間中の年金原資の額は、積立金額に対し付利する予定利率を1.25%(平成30年2月26日現在)として計算しておりますが、実際に受け取る金額は変動(増減)することがあり、将来の受取額をお約束するものではありません。

※ 予定利率とは、引受け保険会社各社の予定利率を引受け割合で加重平均したもの。

イ. この給付額は、契約全体の加入口数が月払は2,773,042口以上、半年払は6,494,687口以上であることを前提としています。そのため、それ以下のときは若干減少する場合があります。

ウ. ご加入者(被保険者)全員の掛け金が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。

エ. 積立金に対し付利する予定利率は、引受け保険会社各社の基礎率(予定利率・予定死亡率等)(平成30年2月26日現在)及び引受け割合(平成30年2月26日現在)に基づいて算出した結果、予定利率は1.25%(平成30年2月26日現在)を使用しております。なお、今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率(予定利率・予定死亡率等)については将来変更される場合があります。

半年払 (10口 10,000円加入の場合)									
積立期間	払込掛金累計額	積立金額(年金原資) (脱退一時金額)	年金コース【基本年金月額】						
			10年確定年金	15年確定年金	20年確定年金	終身年金(15年保証期間付き)		男性	女性
1年	20,000円	約 19,900円	約 (100円)	約 (100円)	約 (0円)	約 (0円)	約 (0円)	約 (0円)	約 (0円)
2年	40,000円	約 40,000円	約 (300円)	約 (200円)	約 (100円)	約 (100円)	約 (100円)	約 (100円)	約 (100円)
3年	60,000円	約 60,400円	約 (500円)	約 (300円)	約 (200円)	約 (200円)	約 (200円)	約 (200円)	約 (200円)
4年	80,000円	約 81,000円	約 (700円)	約 (400円)	約 (300円)	約 (300円)	約 (200円)	約 (200円)	約 (200円)
5年	100,000円	約 101,800円	約 (800円)	約 (600円)	約 (400円)	約 (400円)	約 (300円)	約 (300円)	約 (300円)
6年	120,000円	約 122,900円	約 (1,000円)	約 (700円)	約 (500円)	約 (400円)	約 (400円)	約 (400円)	約 (400円)
7年	140,000円	約 144,200円	約 (1,200円)	約 (800円)	約 (600円)	約 (500円)	約 (500円)	約 (500円)	約 (500円)
8年	160,000円	約 165,800円	約 (1,400円)	約 (900円)	約 (700円)	約 (600円)	約 (600円)	約 (600円)	約 (600円)
9年	180,000円	約 187,600円	約 (1,600円)	約 (1,100円)	約 (800円)	約 (700円)	約 (700円)	約 (700円)	約 (700円)
10年	200,000円	約 209,700円	約 (1,800円)	約 (1,200円)	約 (900円)	約 (800円)	約 (700円)	約 (700円)	約 (700円)
15年	300,000円	約 324,000円	約 (2,800円)	約 (1,900円)	約 (1,500円)	約 (1,300円)	約 (1,100円)	約 (1,100円)	約 (1,100円)
20年	400,000円	約 445,200円	約 (3,900円)	約 (2,600円)	約 (2,000円)	約 (1,800円)	約 (1,500円)	約 (1,500円)	約 (1,500円)
25年	500,000円	約 573,600円	約 (5,000円)	約 (3,400円)	約 (2,600円)	約 (2,300円)	約 (2,000円)	約 (2,000円)	約 (2,000円)
30年	600,000円	約 709,600円	約 (6,200円)	約 (4,200円)	約 (3,300円)	約 (2,800円)	約 (2,500円)	約 (2,500円)	約 (2,500円)
35年	700,000円	約 853,800円	約 (7,400円)	約 (5,100円)	約 (3,900円)	約 (3,400円)	約 (3,000円)	約 (3,000円)	約 (3,000円)
40年	800,000円	約 1,006,600円	約 (8,800円)	約 (6,000円)	約 (4,600円)	約 (4,000円)	約 (3,600円)	約 (3,600円)	約 (3,600円)

また、記載の数値には、配当金を加算しておりません。今後の配当金は引受け保険会社各社のお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定しておりません。決算実績によっては配当金をお受取になれない年度もあります。年度途中(平成31年1月1日～平成31年12月31日)で脱退された場合、その年の配当金はお受取になれます。その場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。お払込みの掛け金からは遺族特約保険料(月払掛け金が対象)を差引いた金額が、積立金に繰り入れられます。又、掛け金及び積立金から保険会社が一定の割合にて保険事務費を徴収します。したがいまして、積立期間によっては、この保険事務費部分を運用利息で補うことができないため、積立金額(脱退一時金額)は、払込掛金累計額を下回ることがあります。

オ. この保険契約における平成30年1月1日現在の保険料積立金が積立期間の始にあるものとして計算しております。

カ. 掛け金を増額(増口)された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。したがいまして、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。

キ. この制度は発足日から31年が経過しています。

ク. この制度は、警生協が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。

ケ. この保険でいう「積立金」とは、払込掛け金から保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用(事業費)等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。

年金受取額の目安

<積立期間(30年・20年・10年)別に、払込掛

60歳退職時の、払込掛金累計額が500万円・1,000万円・1,500万円の場合、加入年数に応じた年金受取月額(概算)は、据置期間*・年金種類ごとに下表のとおりとなります。掛金額を決める際の参考にしてください。

*据置期間のイメージ

据置きなし：60歳退職後、警生協年金「ゆとり」を受け取る場合

据置き6年：60歳退職後、当初6年間は財形年金を受け取り、その後、警生協年金「ゆとり」を受け取る場合

据置き10年：60歳退職後、当初10年間は財形年金を受け取り、その後、警生協年金「ゆとり」を受け取る場合

〈参考例〉は、予定利率1.25%(平成30年2月26日現在)で計算したものです。

※上記の数値は、引受保険会社各社の予定利率を引受割合で加重平均したものです。

今後の金利水準の低下その他著しい経済変動等により、基礎率(予定利率・予定死亡率等)については将来変更される場合があります。

※実際に受け取る金額は、記載の金額を下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。記載の金額については、7~8ページの給付額試算表の条件をご確認ください。

金累計額500万円・1,000万円・1,500万円の場合の「積立金額」と「年金コースごとの年金月額」>

参考例 40歳加入(20年加入)

月払掛金：7,000円(7口)、半年払掛金：81,000円(81口)

		据置きなし		据置き6年		据置き10年	
払込掛金 累計額 約500万円 (492万円) 〔 退職時 一時払 掛け金0円〕	積立金額(年金原資)	約 546 万円	約 585 万円	約 613 万円			
	年金種類	年金月額(概算) 約 円	受取総額(概算) 約 万円	年金月額(概算) 約 円	受取総額(概算) 約 万円	年金月額(概算) 約 円	受取総額(概算) 約 万円
	10年確定年金	47,900	575	51,300	616	53,700	645
	15年確定年金	32,900	593	35,200	635	36,900	665
	20年確定年金	25,400	611	27,200	654	28,500	685
(15年保証期間付き)	終身年金	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	22,200	19,600	—	27,900	24,900	32,100	29,400

		積立金額(年金原資)		約 1,040 万円		約 1,114 万円		約 1,166 万円	
払込掛金 累計額 約1,000万円 (992万円) 〔 退職時 一時払 掛け金500万円〕	年金種類	年金月額(概算) 約 円	受取総額(概算) 約 万円	年金月額(概算) 約 円	受取総額(概算) 約 万円	年金月額(概算) 約 円	受取総額(概算) 約 万円	年金月額(概算) 約 円	受取総額(概算) 約 万円
	10年確定年金	91,200	1,095	97,700	1,172	102,300	1,227		
	15年確定年金	62,700	1,128	67,100	1,208	70,200	1,265		
	20年確定年金	48,400	1,162	51,800	1,245	54,300	1,303		
	終身年金	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
(15年保証期間付き)		42,200	37,300	—	53,100	47,500	—	61,100	55,900

		積立金額(年金原資)		約 1,534 万円		約 1,642 万円		約 1,719 万円	
払込掛金 累計額 約1,500万円 (1,492万円) 〔 退職時 一時払 掛け金1,000万円〕	年金種類	年金月額(概算) 約 円	受取総額(概算) 約 万円	年金月額(概算) 約 円	受取総額(概算) 約 万円	年金月額(概算) 約 円	受取総額(概算) 約 万円	年金月額(概算) 約 円	受取総額(概算) 約 万円
	10年確定年金	134,500	1,614	144,000	1,728	150,800	1,809		
	15年確定年金	92,400	1,664	99,000	1,782	103,600	1,865		
	20年確定年金	71,400	1,714	76,500	1,836	80,000	1,922		
	終身年金	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
(15年保証期間付き)		62,300	55,000	—	78,300	70,000	—	90,100	82,400

参考例 30歳加入(30年加入)

月払掛金：5,000円(5口)、半年払掛金：52,000円(52口)

		据置きなし		据置き6年		据置き10年	
払込掛金 累計額 約500万円 (492万円) 〔 退職時 一時払 掛け金0円〕	積立金額(年金原資)	約 581 万円	約 622 万円	約 651 万円			
	年金種類	年金月額(概算) 約 円	受取総額(概算) 約 万円	年金月額(概算) 約 円	受取総額(概算) 約 万円	年金月額(概算) 約 円	受取総額(概算) 約 万円
	10年確定年金	50,900	611	54,500	654	57,100	685
	15年確定年金	35,000	630	37,500	675	39,200	706
	20年確定年金	27,000	649	28,900	695	30,300	728
(15年保証期間付き)	終身年金	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	23,600	20,800	—	29,600	26,500	34,100	31,200

		積立金額(年金原資)		約 1,074 万円		約 1,150 万円		約 1,204 万円	
払込掛金 累計額 約1,000万円 (992万円) 〔 退職時 一時払 掛け金500万円〕	年金種類	年金月額(概算) 約 円	受取総額(概算) 約 万円	年金月額(概算) 約 円	受取総額(概算) 約 万円	年金月額(概算) 約 円	受取総額(概算) 約 万円	年金月額(概算) 約 円	受取総額(概算) 約 万円
	10年確定年金	94,200	1,131	100,900	1,211	105,600	1,267		
	15年確定年金	64,700	1,165	69,300	1,248	72,600	1,306		
	20年確定年金	50,000	1,201	53,500	1,286	56,100	1,346		
	終身年金	男性	女性	—	男性	女性	—		

6 あなたの受取額を計算してみましょう！

■新規加入者用計算シートの使い方

例：現在 30 歳 <60 歳払込期間満了（積立期間：30 年）>

【払込掛金】月払：5 口（5,000 円）半年払：50 口（50,000 円）退職時一時払：500 万円

【据置期間】6 年 【年金種類】15 年確定年金

【別表 I】から積立期間間に応じた 1 口当たり積立金額を転記してください。
例：積立期間：30 年 ⇒ 月払：424,400 円 ⇒ 半年払：70,900 円

月払・半年払					
積立期間	(掛金)口数	【別表 I】1 口当たり積立金額	月払・半年払部分積立金額	①月払・半年払部分積立金合計額	
【月 払】 30 年	で 5 口	× 約 424,400 円	= 約 2,122,000 円	約 5,667,000 円	
【半年払】 30 年	で 50 口	× 約 70,900 円	= 約 3,545,000 円		

あなたの払込期間満了時積立金額【一時金受取金額】

$$\text{①} \text{月払・半年払部分積立金合計額} + \left[\text{②} \text{退職時一時払掛金} * \left(\text{③} \text{払込期間満了時積立金【一時金受取金額】} \right) \right] = \text{約 } 5,667,000 \text{ 円} + \left[5,000,000 \text{ 円} \div 1.013 \right] = \text{約 } 10,602,800 \text{ 円$$

* 退職時一時払掛金は、払込掛金から保険会社が制度を管理・運営するために必要な費用（事業費）等を差引いた純保険料が積立金に充当されます。

退職時一時払掛金の予定額を記入ください。
例：500 万円

①上段の計算結果を転記してください。

あなたの（据置後）積立金額【年金原資】					
③	【別表 II】	④	据置後積立金額	【年金原資】	
③ 払込期間満了時積立金【一時金受取金額】	据置係数	④ 据置後積立金額【年金原資】		約 10,602,800 円 × 1.0709 = 約 11,354,500 円	

あなたの基本年金月額

$$\text{④} \text{据置後積立金額【年金原資】} \div \text{【別表 III】基本年金月額割戻係数} = \text{あなたの基本年金月額} \\ \text{約 } 11,354,500 \text{ 円} \div 165.953 = \text{約 } 68,419 \text{ 円}$$

④上段の計算結果を転記してください。

年金の型に応じた割戻係数を【別表 III】から転記してください。
例：15 年確定年金 ⇒ 165.953

■新規加入者用計算シート

月払・半年払					
積立期間	(掛金)口数	【別表 I】1 口当たり積立金額	月払・半年払部分積立金額	①月払・半年払部分積立金合計額	
【月 払】 年	で 口	× 約 円	= 約 円	約 円	
【半年払】 年	で 口	× 紺 円	= 紺 円	約 円	

あなたの払込期間満了時積立金額【一時金受取金額】					
①	②	③	月払・半年払部分積立金合計額	退職時一時払掛金*	払込期間満了時積立金【一時金受取金額】
約 円	+ [紺 円 ÷ 1.013]	= 紺 円	約 5,667,000 円	5,000,000 円	約 10,602,800 円

あなたの（据置後）積立金額【年金原資】					
③	【別表 II】	④	据置後積立金額	【年金原資】	
③ 払込期間満了時積立金【一時金受取金額】	据置係数	④ 据置後積立金額【年金原資】		約 10,602,800 円 × 1.0709 = 約 11,354,500 円	

あなたの基本年金月額					
④	【別表 III】	あなたの基本年金月額	据置後積立金額【年金原資】	基本年金月額割戻係数	
④ 据置後積立金額【年金原資】	基本年金月額割戻係数	あなたの基本年金月額	約 11,354,500 円	÷ 165.953 = 約 68,419 円	

【別表 II】据置係数

据置期間	なし	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
据置係数	1.0000	1.0114	1.0231	1.0348	1.0467	1.0588	1.0709	1.0833	1.0957	1.1083	1.1211

【別表 III】基本年金月額 割戻係数

確定年金	10 年確定年金					15 年確定年金					20 年確定年金				
	114.033					165.953					214.745				
終身年金 (15 年保証期間付き)	受取開始年齢	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳	66 歳	67 歳	68 歳	69 歳	70 歳			
	男性	246.164	239.639	233.249	227.025	220.999	215.203	209.671	204.435	199.526	194.965	190.769			
	女性	278.450	270.980	263.538	256.144	248.822	241.607	234.532	227.642	220.984	214.609	208.567			

* 計算に当たって使用する固定数値は平成 30 年 2 月 26 日現在の数値であり、今後、変動する可能性があります。

【別表 I】
1 口（1,000 円）当たり積立金額

積立期間	積立金額（脱退一時金）
月払	半年払
1 年	約 11,900 円
2	23,900
3	36,100
4	48,400
5	60,900
6	73,500
7	86,200
8	99,100
9	112,200
10	125,400
11	138,800
12	152,300
13	165,900
14	179,800
15	193,800
16	207,900
17	222,200
18	236,700
19	251,400
20	266,200
21	281,200
22	296,400
23	311,700
24	327,300
25	343,000
26	358,900
27	375,000
28	391,200
29	407,700
30	424,400
31	441,200
32	458,300
33	475,500
34	493,000
35	510,600
36	528,500
37	546,500
38	564,800
39	583,300
40	602,000
41	620,900

加入資格	Aコース (税制適格型)	… 加入日現在正常に勤務されており、掛金払込期間満了日までの期間が10年以上ある警生協の組合員の方
	Bコース (一般型)	… 加入日現在正常に勤務されており、掛金払込期間満了日までの期間が1か月以上ある警生協の組合員の方
加入資格を満たしていればA・B両コースに加入することができます。		
掛金払込予定期間が10年以上の組合員は税制上の優遇措置を生かすため、Aコース(税制適格型)への加入をお勧めします。しかしながら、Aコース(税制適格型)では勤退職等により掛金払込期間満了日までの期間が10年末満で退職することになった場合は一時金として受け取ることになってしまい、対策としてBコース(一般型)にも併せて加入されることをお勧めします。		
A・B両コースとも年金受給上のメリットは相違ありません。		
掛金払込期間中に組合員が警生協の組合員資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続が必要です。(据置者・年金受給者は除きます。)		
加入時期	毎年1回、8月～9月の加入申込期間中に申し込み、翌年1月1日が加入(変更)日です。	
掛 金	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の給料からお払込み(月払掛金)いただき、平成31年1月分の給料からお払込みいただけます。 月払掛金に加えて、期末手当支給に合わせた1月・7月の半年ごとのお払込み(半年払掛金)を併用することができます。平成30年12月の期末手当からお払込みいただき、平成31年1月の半年払掛金とします。 さらに、掛け金の一時払(臨時一時払掛金)は平成30年12月に警生協指定の口座にお振込みいただき、平成31年1月のお払込みとなります。また、退職時にも掛け金の一時払(退職時一時払掛金)を併用することができます。 半年払・一時払を活用される場合には、月払のご加入が必要です。 掛け金は次の範囲になります。 ア.月払掛金 1口1,000円とし、最高300口まで イ.半年払掛金 1口1,000円とし、最高500口まで ウ.臨時一時払掛金 1口10万円とし、最高100口まで エ.退職時一時払掛金 1口10万円とし、最低5口以上最高100口まで 上記ア～エの掛け金からは保険事務費、アの月払掛金からは遺族特約保険料を差引いた金額が、積立金に繰り入れられます。したがって、短期間で脱退された場合は積立金額が払込掛金累計額を下回ります。 また、年度途中(平成31年1月1日～平成31年12月31日)で脱退された場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回り、積立期間によっては払込掛金累計額を下回ることがあります。 掛け金払込期間満了日：満60歳到達直後の3月末日又は満65歳到達直後の3月末日を原則とします。 (満45歳以上で脱退(退職)された場合も年金の受取は可能です。ただし、Aコース(税制適格型)に加入されている方が満60歳未満で年金を受給される場合は、確定年金では受け取れません。また、4ページ「給付内容 退職時」のウ・エのケースに該当する場合、年金では受け取れません。) 	
	<p>月払掛金及び半年払掛金の増額(増口)は、毎年の加入申込期間中に申し出ることにより1月掛け金から変更することができます。</p> <p>月払掛金及び半年払掛金の減額(減口)は、下記の別表(欄外参照)の事由に該当し、警生協が認めた場合には、毎年の加入申込期間中に申し出ることにより1月掛け金から変更することができます。この場合、A・B各コースごとに月払1口・半年払1口を最低残すものとします。減少部分の積立金は据え置いてそのまま引き続き運用いたします。掛け金の減額(減口)を行っても、保険料積立金の一部引出(一部受取)はできません。</p> <p>月払掛金及び半年払掛金を0口としたい場合は、「掛け金の払込中断」の取扱をご参考ください。</p>	
掛け金の 払込中断	Aコース (税制適格型)	… 警生協が認めた場合には、半年払掛け金のみ、お払込みを中断することができます。(お払込みの中止に期限はありません。)掛け金のお払込みを再開する場合は、その申出をした日の属する月の翌月からのお払込みとなります。
	Bコース (一般型)	… 警生協が認めた場合には、掛け金のお払込みを中断することができます。(ただし、月払・半年払両方に加入の場合は月払掛け金のお払込みのみを中断することはできません。なお、月払・半年払両方の掛け金のお払込みを中断する場合は3年間を限度とします。また、半年払掛け金のお払込みのみを中断する場合は、期限はありません。) 掛け金のお払込みを再開する場合は、その申出をした日の属する月の翌月からのお払込みとなります。ただし、月払・半年払両方の掛け金のお払込みを中断する場合、最終払込期月の翌月から3年以内に再開手続が行われない場合は脱退になります。 掛け金の払込中断期間中に死亡された場合は、死亡加算はありません。 保険料積立金のお支払をご希望の場合は、保険料積立金の一部引出(一部受取)を行ってください。(払込中断の手続を行っても、保険料積立金のお支払は行えません。)
保険料 積立金の 一部引出 (一部受取)	Aコース (税制適格型)	… 積立金の一部引出(一部受取)はできません。
	Bコース (一般型)	… 下記の別表(欄外参照)の事由に該当し、警生協が認めた場合には、「 10万円単位・最低20万円以上かつ積立金現在高の所定の限度額の範囲内(払出限度額の確認を希望される場合は、支部担当者へご照会ください。) 」で、積立金の一部引出(一部受取)ができます。 ただし、据置期間中は一部引出(一部受取)のお取扱いはできません。

別表 (1)災害 (2)生計を一にする親族の重度疾病、障がい又は死亡 (3)住宅の取得 (4)債務の返済 (5)生計を一にする親族の結婚又は進学 (6)その他前各号に準ずる事由

給付内容	<p>掛金払込期間満了後の給付内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 次の種類の年金からいずれか1つをご選択いただき、ご加入者(被保険者)にお支払します。 10年確定年金、15年確定年金、20年確定年金、終身年金(15年保証期間付き) <p><10年確定年金、15年確定年金、20年確定年金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金受取期間中 <ul style="list-style-type: none"> ご加入者(被保険者)に所定の期間(10年間・15年間・20年間)、年金をお支払します。 ・ご加入者(被保険者)が死亡された場合 <ul style="list-style-type: none"> ご遺族に残存受取期間の年金をお支払するか、年金に替えて残存受取期間に対応する年金原資をお支払します。 ・一時金でのお受取を希望された場合 <ul style="list-style-type: none"> 残存受取期間に対応する年金原資をお支払します。 <p><終身年金(15年保証期間付き)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証期間中 <ul style="list-style-type: none"> ご加入者(被保険者)に15年間は、年金をお支払します。 ・ご加入者(被保険者)が死亡された場合 <ul style="list-style-type: none"> ご遺族に残存保証期間の年金をお支払するか、年金に替えて残存保証期間に対応する年金原資をお支払します。 ・一時金でのお受取を希望された場合 <ul style="list-style-type: none"> 残存保証期間に対応する年金原資をお支払します。 <p>(終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。そのため、受け取る一時金が掛け金払込満了時又は据置期間満了時の年金原資を下回る場合があります。)</p> <p>15年の保証期間経過後にご加入者(被保険者)ご自身が生存されているときは、年金のお受取が再開されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証期間経過後 <ul style="list-style-type: none"> ご加入者(被保険者)が生存している限り年金をお支払します。(一時金のお取扱いはできません。) 																						
受取人	<ul style="list-style-type: none"> 年金(年金に替えての一時金を含む)及び脱退一時金の受取人は、ご加入者(被保険者)本人とします。 遺族一時金(残存受取(保証)期間の年金を含む)の受取人はご遺族(注1)とします。 <p>(注1) 遺族の範囲・順位は①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹とし、同順位の方が2名以上となる場合には、そのうちの1名を代表者として選定していただき、その方にお支払します。</p>																						
配当金	<ul style="list-style-type: none"> 年金受取開始後に配当金が生じた場合には、年金の増額(増加年金)に充てられます。 掛け金払込期間中に配当金が生じた場合には、積立金の積増しに充てられます。 毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。 <p>また、決算実績によっては、配当金をお受取になれない場合もあります。</p> <p>年度途中で脱退等される場合には、その年度の配当金をお受取になれます。</p>																						
掛け金払込時	<ul style="list-style-type: none"> ご加入者(被保険者)が負担された掛け金は、税制上の優遇措置を受けられます。 <p>Aコース(税制適格型) … 「個人年金保険料控除」の対象です。 Bコース(一般型) … 「一般生命保険料控除」の対象です。</p> <p>個人年金保険料控除額【Aコース(税制適格型)】及び一般生命保険料控除額【Bコース(一般型)】は、各々下表のとおりです。 (両コースとも同じ計算方法になります。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得税</th> <th>住民税</th> </tr> <tr> <th>年間払込掛け金合計</th> <th>所得控除額</th> <th>年間払込掛け金合計</th> <th>所得控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25,000円以下</td> <td>年間払込掛け金の全額</td> <td>15,000円以下</td> <td>年間払込掛け金の全額</td> </tr> <tr> <td>25,001円～50,000円</td> <td>年間払込掛け金全額×1/2+12,500円</td> <td>15,001円～40,000円</td> <td>年間払込掛け金全額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>50,001円～100,000円</td> <td>年間払込掛け金全額×1/4+25,000円</td> <td>40,001円～70,000円</td> <td>年間払込掛け金全額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>100,001円以上</td> <td>一律50,000円</td> <td>70,001円以上</td> <td>一律35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>警生協年金「ゆとり」以外に個人年金保険料控除又は一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。警生協年金「ゆとり」のみの年間掛け金に基づき計算されるわけではありません。</p> <p>生命保険料控除に関する税制改正を受け、平成23年12月31日までに締結した保険等(旧契約)と平成24年1月1日以降新たに締結した保険等(新契約)では生命保険料控除の適用が異なります。警生協年金「ゆとり」は旧契約に該当するため、平成24年1月1日以降も上表が適用されます。ただし、警生協年金「ゆとり」に適用される生命保険料控除のみに基づき計算されるわけではありません。</p> <p>なお、個人年金保険料控除又は一般生命保険料控除の対象となる新契約にご加入の場合、以下①～③のうち、控除額が最大となる方法をそれぞれ選択することができます。</p> <p>①旧契約のみで控除額を計算 ②新契約のみで控除額を計算 ③旧契約と新契約を合算の上、控除額を計算(ただし、②の場合と同じ控除限度額が適用されます。)</p>	所得税	住民税	年間払込掛け金合計	所得控除額	年間払込掛け金合計	所得控除額	25,000円以下	年間払込掛け金の全額	15,000円以下	年間払込掛け金の全額	25,001円～50,000円	年間払込掛け金全額×1/2+12,500円	15,001円～40,000円	年間払込掛け金全額×1/2+7,500円	50,001円～100,000円	年間払込掛け金全額×1/4+25,000円	40,001円～70,000円	年間払込掛け金全額×1/4+17,500円	100,001円以上	一律50,000円	70,001円以上	一律35,000円
所得税	住民税																						
年間払込掛け金合計	所得控除額	年間払込掛け金合計	所得控除額																				
25,000円以下	年間払込掛け金の全額	15,000円以下	年間払込掛け金の全額																				
25,001円～50,000円	年間払込掛け金全額×1/2+12,500円	15,001円～40,000円	年間払込掛け金全額×1/2+7,500円																				
50,001円～100,000円	年間払込掛け金全額×1/4+25,000円	40,001円～70,000円	年間払込掛け金全額×1/4+17,500円																				
100,001円以上	一律50,000円	70,001円以上	一律35,000円																				
税制上の お取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 以下の年金については、本人が受取人の場合のお取扱いです。 <p>● 脱退一時金、積立金の一部引出(一部受取)金、掛け金払込期間満了時一時金:一時所得として所得税及び住民税の課税対象です。 課税対象額=(一時金額-掛け金累計額-50万円(注2))×1/2 毎年の利子所得課税はありません。</p> <p>(注2) 一時所得の特別控除額は、50万円(その年の一時所得の総収入金額からその収入を得るために支出した金額を控除した残額が50万円未満のときは残額相当額)。ほかに一時所得の収入金額がない場合は、掛け金の合計額を控除した残額が50万円以下のときは課税されません。</p> <p>脱退一時金には、据置期間中に脱退された場合に受け取る一時金を含みます。</p>																						
諸給付受取時	<ul style="list-style-type: none"> 以下の年金については、本人が受取人の場合のお取扱いです。 <p>● 脱退一時金、積立金の一部引出(一部受取)金、掛け金払込期間満了時一時金:一時所得として所得税及び住民税の課税対象です。 課税対象額=(一時金額-掛け金累計額-50万円(注2))×1/2 毎年の利子所得課税はありません。</p> <p>(注2) 一時所得の特別控除額は、50万円(その年の一時所得の総収入金額からその収入を得るために支出した金額を控除した残額が50万円未満のときは残額相当額)。ほかに一時所得の収入金額がない場合は、掛け金の合計額を控除した残額が50万円以下のときは課税されません。</p> <p>脱退一時金には、据置期間中に脱退された場合に受け取る一時金を含みます。</p>																						

- 遺族一時金（死亡給付金）：相続税の課税対象です。
法定相続人が受取人の場合は、本人死亡時の受取一時金（法定相続人が受け取ったほかの生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。
- 遺族一時金には、据置期間中にご加入者（被保険者）が死亡された場合にご遺族が受け取る一時金を含みます。
- 確定年金の年金受取期間中又は終身年金の保証期間中にご加入者（被保険者）が死亡された場合に、ご遺族が残余期間の年金に替えて受け取る一時金も相続税の課税対象となります。ただし、この場合は、非課税財産の適用はありません。
- 年金：公的年金等以外の雑所得として、所得税及び住民税の課税対象です。

税制上の お取扱い (続き)

$$\text{課税対象額} = (\text{基本年金年額} + \text{増加年金年額}) - (\text{基本年金年額} \times \frac{\text{払込掛金累計額}}{\text{基本年金受取総額(見込額)}})$$

基本年金受取総額(見込額)は、年金の種類別に次のように計算されます。

$$\begin{array}{ll} \text{○10年確定年金} \cdots \text{基本年金年額} \times 10 & \text{○15年確定年金} \cdots \text{基本年金年額} \times 15 \\ \text{○20年確定年金} \cdots \text{基本年金年額} \times 20 & \text{○終身年金(15年保証期間付き)} \cdots \text{基本年金年額} \times \text{余命年数} \text{ (注3)} \\ & \quad (\text{ただし、保証期間が余命年数より長い場合は、基本年金年額} \times \text{保証期間}) \end{array}$$

(注3) 余命年数は所得税法施行令 別表 余命年数表にてご確認ください。

据置期間中、確定年金の年金受取期間中にご加入者（被保険者）が死亡され、ご遺族が残余期間の年金を受け取る場合は、ご加入者（被保険者）の死亡時点では年金の受給権（評価額）(注4)が遺族のみなし相続財産とされ、相続税の課税対象となります。(年金受取開始後に死亡された場合は、非課税財産の適用はありません。)

(注4) この場合の受給権は、相続税法第24条の規定により評価されます。

なお、ご遺族が受け取る年金のお取扱いについては、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)等をご参考

照いただくとともに、最寄りの税務署等にお問い合わせください。

税制上の取扱い等について、平成30年2月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。

今後、税制上の取扱い等が変更される場合がありますので、記載の内容・数値等は、将来にわたって保証されるものではありません。

個別の税制上の取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士にご確認ください。

(ご注意) 年金受取中は、年金が収入として扱われ、医療費の窓口負担（国民健康保険）の割合が高くなる場合があります。

詳しくは、最寄りの市町村・税務署等にお問い合わせください。

個人情報の取扱いに関する警生協と引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、警生協を保険契約者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営に当たっては、警生協は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取り扱い、警生協がこの保険契約を締結した引受保険会社（共同引受会社を含みます。以下同じ。）へ提出します。
- 警生協は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約の事務手続のために使用します。
- 引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、年金等のお支払、その他保険に関連・付随する業務のために利用したり、警生協及び他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
- また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き警生協及び引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

(ご注意) 保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に限定されています。

個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

「障がい」の表記

このパンフレットでは、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語を含め、「障害」を「障がい」と表記しています。

一般社団法人生命保険協会の窓口（指定紛争解決機関）

警生協又は日本生命以外にも一般社団法人生命保険協会が中立的な第三者として、ご相談・照会・苦情をお受けしております。

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関する様々なご相談・照会・苦情をお受けしております。

また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。）

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

8 申込書記入例

既に加入されている方で、同一内容での継続加入を希望される方は「加入・変更申込書」のご提出は不要です。

1 新規加入

- 現在加入されていない方が、Aコース（税制適格型）に月払10口=10,000円・半年払50口=50,000円で新規加入、Bコース（一般型）に月払10口=10,000円・半年払50口=50,000円で新規加入される場合
- 下記の記入例は掛け金払込期間満了日までの期間が10年以上の場合です。掛け金払込期間満了日までの期間が10年未満の場合は、Aコース（税制適格型）にはご加入になれません。

平成31年1月からの控除希望額をご記入ください。(半年払は平成30年12月からの控除となります。)

訂正箇所は二重線で抹消後、申込印にて訂正印を押印の上、正当内容をご記入ください。

月払・半年払とも申込みをされない方については「加入・変更申込書」のご提出は不要です。
この「加入・変更申込書」は記入見本用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

2 増額（口）

- Aコース（税制適格型）に月払10口=10,000円で加入されている方が、月払20口=20,000円に増額し、半年払50口=50,000円で新規加入するとともに、Bコース（一般型）月払10口=10,000円は同額継続し、半年払は引き続き未加入の場合

平成31年1月からの控除希望額をご記入ください。(半年払は平成30年12月からの控除となります。)

同額継続に○をつけて、現在の加入口数・掛け金をご記入ください。

全てのコース・払方が前年と変わらない申込内容の場合は、「加入・変更申込書」のご提出は不要です。
この「加入・変更申込書」は記入見本用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

9 警生協年金「ゆとり」ご契約の概要について 【契約概要】

拠出型企業年金保険

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。お申込前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解の上、お申込みください。

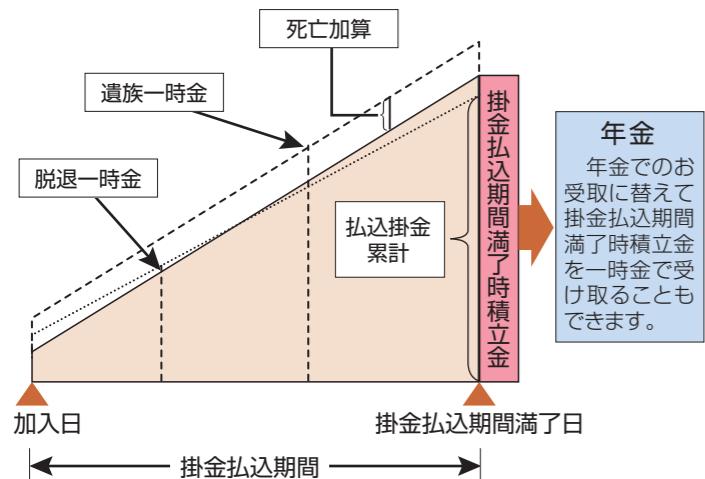
また、「契約概要」に記載のお支払事由等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、このパンフレット・「注意喚起情報」等を必ずご参考ください。

ご自身が選択されたコース、掛金及びその他の商品内容が、ニーズ(ご意向)に合致しているかどうかをお申込前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

- この保険は、警生協をご契約者、その組合員のうち希望される方をご加入者(被保険者)とし、ご加入者(被保険者)の自助努力による退職後の私的年金を確保したり、財産形成を行うための団体年金保険です。
- この保険は、税制上の取扱いの異なる2つのコースから成り立っています。Aコース(税制適格型)の掛け金は、個人年金保険料控除の対象です。Bコース(一般型)の掛け金は、一般生命保険料控除の対象です。(平成30年2月現在の税制に基づくものであり、今後、変更となる場合があります。)

仕組み図 (イメージ)



※ 上記仕組み図はイメージです。詳細につきましては、このパンフレット等の給付額試算表等をご確認ください。

加入資格

- 詳細はこのパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

掛け金

- 詳細はこのパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

給付内容

【掛け金払込期間満了後の給付内容】

- 次の種類の年金をご加入者(被保険者)にお支払します。各コースごとに、いずれか1つをご選択いただきます。
 - 10年確定年金、15年確定年金、20年確定年金、終身年金(15年保証期間付き)
 - 年金でのお受取に替えて一時金で受け取ることもできます。

【掛け金払込期間中の給付内容】

- ご加入者(被保険者)が脱退された場合、脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者(被保険者)にお支払します。
- ご加入者(被保険者)が死亡された場合、ご遺族に死亡時点の積立金額に所定の金額を加算(死亡加算)した金額を遺族一時金としてお支払します。
- 詳細はこのパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

受取人

- 詳細はこのパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

配当金

- 詳細はこのパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

制度運営及び引受保険会社

- 当制度は警生協が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。
- この拠出型企業年金保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行いますが、引受保険会社はそれぞれの引受割合(平成30年2月26日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。

なお、将来引受保険会社及び引受割合は変更することがあります。

※ 平成21年10月に引受保険会社の見直しを行い、現在は以下の6社体制で運営しております。

引受保険会社・・・日本生命保険相互会社〔事務幹事会社〕(60.5%)
第一生命保険株式会社(22.5%)・明治安田生命保険相互会社(10.0%)・住友生命保険相互会社(3.0%)・太陽生命保険株式会社(3.0%)・富国生命保険相互会社(1.0%)

なお、引受保険会社各社の配当実績等により、年金・一時金支払の引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。

ご相談窓口等

- ご相談窓口につきましては、表紙をご確認ください。

10 特にご注意いただきたい事項について 【注意喚起情報】

拠出型企業年金保険

この「注意喚起情報」は、ご加入並びに掛け金の増額又は減額のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。お申込前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解の上、お申込みください。また、給付内容等及び制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、このパンフレット・「契約概要」等を必ずご参考ください。

クーリング・オフ

- 警生協年金「ゆとり」は、警生協を契約者とする団体保険契約のため、ご加入による加入並びに掛け金の増額又は減額のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

お申込みの際は、十分にご検討ください。

責任開始期

- 引受保険会社がご加入又は掛け金の増額又は減額を承諾した場合には、所定の加入日又は掛け金の増・減額日から保険契約上の責任を負います。
- ※ 詳細はこのパンフレット等の該当箇所をご確認ください。
- 引受保険会社の職員(営業職員、コールセンター担当者等)・代理店等にはご加入又は掛け金の増・減額を承諾する権限がありません。

年金一時金をお支払しない場合等

- 次のような場合には、年金又は一時金をお支払できなかったり、ご加入を継続することができないことがあります。

- (1) 遺族一時金の受取人が故意にご加入者(被保険者)を死亡させたとき。
その受取人が受け取ることになっていた遺族一時金については、その受取人にはお支払せず、ご加入者(被保険者)の他の法定相続人にお支払します。
- (2) 年金の継続受取人が故意にご加入者(被保険者)を死亡させたとき。
年金の継続受取人が受け取ることになっていた年金については、その継続受取人にはお支払せず、未支払の年金原資をご加入者(被保険者)の他の法定相続人にお支払します。

- (3) この保険契約全体のご加入者(被保険者)の数が15名未満となたとき。
引受保険会社はこの保険契約を解除することができます。解除した場合、所定の払戻金をお支払します。
- (4) 掛け金が払い込まれないまま猶予期間が経過したとき。
保険契約者から掛け金が払い込まれないまま猶予期間が経過したときは、掛け金の中止されたものとして取扱われ、遺族一時金の死亡加算はなくなります。

- (5) また、掛け金の払戻しが中止された後、払戻しが再開されないまま3年を経過したとき、引受保険会社はこの保険契約を解除することができます。解除した場合、所定の払戻金をお支払します。
- (6) ご契約時又はご加入時に保険契約者又はご加入者(被保険者)に詐欺の行為があったとき。
この保険契約の全部又はそのご加入者(被保険者)に関する部分が取消となる場合があります。取消となった場合、既に払い込まれた掛け金は払い戻しません。

- ご契約後、ご加入後又は年金支払事由発生後に以下①～④のこの保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生したとき。
引受保険会社は、この保険契約の全部又はそのご加入者(被保険者)に関する部分を解除することができます。解除した場合、所定の払戻金をお支払します。ただし、以下の③の事由にのみ遺族一時金の受取人、年金の継続受取人だけが該当した場合で、複数の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人のうちの一部の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、継続年金・遺族一時金のうち、その受取人にお支払することとなっていた継続年金・遺族一時金を除いた額を、他の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人にお支払します。

<重大な事由>

- ① 保険契約者又は受取人による年金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的での事故招致(未遂を含みます。)
- ② この保険契約の年金・一時金の請求に関する年金の受取人又は継続受取人の詐欺(未遂を含みます。)
- ③ 保険契約者、ご加入者(被保険者)、遺族一時金の受取人、年金の受取人又は継続受取人が、次の①～④のいずれかに該当するとき
 - 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - 反社会的勢力により企業等の経営を支配され、又はその経営に反

社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
(オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- ④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、ご加入者(被保険者)、遺族一時金の受取人、年金の受取人又は継続受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由

積立金額(脱退一時金額)等

- 積立金額(脱退一時金額)及び遺族一時金額は、積立期間によっては、払戻掛け金の合計を下回ることがあります。
- 詳細はこのパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

基礎率(予定期率・予定期死率等)の変更

- 引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等、この保険契約の締結の際に予見し得ない事情の変更により、特に必要と認めた場合には、保険業法及び同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出た上で、基礎率(予定期率・予定期死率等)を変更することができます。

制度内容の変更

- 警生協の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。
- また、これに伴い、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社各社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社各社の業務もしくは財産の状況の変化により、年金額・一時金額等が削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社各社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られます。ただし、この場合にも、年金額・一時金額等が削減されることがあります。あわせて、早期解約控除制度が設けられる可能性もあります。

なお、補償対象契約は、特定特別勘定に係る部分を除いた契約で、補償限度は、高予定期率契約(破綻時に過去5年間で常に予定期率が基準利率を超えていた契約を指します。)を除き、責任準備金等の90%とすることが定められています。(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。)

※ 平成30年2月現在の保険業法等による規定の場合。なお、破綻処理等を規定する法令は今後、適用法令やその内容が変更されることがあります。

● 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。(お問い合わせ先)生命保険契約者保護機構 TEL: 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く。)
午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

年金一時金のお支払に関する留意事項

- 給付事由が発生する事象、年金・一時金をお支払する場合又はお支払しない場合等については、このパンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。年金・一時金のご請求は、警生協各支部経由で行っていただく必要がありますので、年金・一時金の給付事由が生じた場合、速やかに警生協各支部にご連絡ください。

- ご請求に応じて、年金・一時金をお支払する必要がありますので年金・一時金の給付事由が生じた場合だけでなく、年金・一時金のお支払の可能性があると思われる場合や、お支払に関してご不明な点が生じた場合についても、速やかに警生協各支部にご連絡ください。

- 年金・一時金の給付事由が生じた場合、契約内容によっては、他の年金・保険金等の給付事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、速やかに警生協各支部にご連絡ください。

ご相談窓口等

- ご相談窓口につきましては、表紙をご確認ください。